

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年3月1日

横浜市契約事務受任者
教育次長 木村 奨

- 1 契約の概要
共用部照明回路修繕
- 2 履行(納品)場所
横浜市青葉区黒須田34番地1
横浜市立黒須田小学校
- 3 契約日
令和6年1月10日
- 4 履行日又は履行期間
令和6年1月10日から令和6年2月15日
- 5 契約金額
163,900円
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
妙光電機株式会社
横浜市旭区都岡町39番地の4
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
共用部照明の点灯・消灯ができなくなり、児童の活動および給食調理業務の安全確保が困難になってしまったため、緊急契約で修繕を実施しました。
- 8 契約の相手方の選定理由
有資格者名簿に登載があり、事案が生じた時点ですみやかに対応が可能である業者を選定しました。
- 9 所管課
横浜市立黒須田小学校